

支払額削減以外の V F M について

		VFMに関するもの	リスク分担に関するもの
従来型 (サービス 購入型)		支払額削減以外の VFMについて	リスクを明確に認識する ためのリスクワーク ショップ等の手段について
		VFMが果たすべき 役割について	
新たな事業 類型	収益施設 併設型	新たな事業類型における VFM評価のあり方について	本体事業と付帯事業との 間のリスク遮断について
	運営権 活用型	(現時点で既往事例が存在しないため、 空港等の先行事例の動向を見据えつつ対応)	

1. 現状の課題等の整理

- ・ P F I 導入による効果である V F M については、「支払額の削減」のみならず「サービスの価値の向上」についても注目されるべきであり、V F M の達成のためには、発注者のニーズが的確に反映された評価基準を構築することが求められる。
- ・ この「サービスの価値の向上」に関する評価方法を整理するにあたっては、従来の公共調達方式においても導入されている総合評価方式等における評価方法が参考になると考えられる。よって、多様な事業における「サービスの価値の向上」の扱いについて認識を深め、P F I 事業における「サービスの価値の向上」の評価のあり方等を考えるうえでの一助とすべく、各種事例等を示す。

## 2. 従来の公共調達方式における「サービスの価値の向上」について

（資料3-2）

- ・我が国においては、国土交通省直轄工事のほぼすべてにおいて総合評価方式が適用されているように、従来の公共調達方式においても価格以外の評価項目を重視する流れとなっている。従来の公共調達方式での総合評価方式における価格以外の評価項目は、以下に示す3つの観点に基づき、公共工事の品質確保・向上に対する重要性や評価項目に係るデータの入手の容易さ等を考慮したうえで、選定タイプの工事特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて設定することが基本的な考え方とされている。
  - ① 企業の能力等
  - ② 技術者の能力等
  - ③ 技術提案（施工計画）
- ・海外における、従来の公共調達方式においても、価格以外の項目を評価する等、我が国と同類の総合評価が行われている。
- ・なお、我が国のPFI事業においては、総合評価方式に基づく一般競争入札（総合評価一般競争入札）が原則となっているが、特に地方公共団体等の事業については、随意契約である公募型プロポーザル方式の事例もある。

## 3. PFI以外の官民連携手法における「サービスの価値の向上」

（資料3-3）

- ・地方公共団体の指定管理者選定においては、公の施設の特性等に応じて、「サービスの価値の向上」に関する選定基準を設けている。例えば図書館や文化ホール等については、詳細な選定基準が設けられている事例がある。また、総務省の調査において

も、地方公共団体が定める指定管理者の選定基準の内容としては「施設のサービス向上」が最多を占めている。このように、指定管理者の選定においても、「サービスの価値の向上」が重視される傾向にあるといえる。

- ・なお、指定管理者制度は、基本的に維持管理・運営のみを委託するものであり、PFIと比較して事業範囲が小さいことから、詳細な選定基準を設定したうえでの評価が可能であるとも考えられるものの、落札者決定基準を作成するに当たっての着眼点としての参考資料としては、指定管理者制度における評価基準は有益であるといえる。

#### 4. 総合評価方式における多様な評価方法について (資料3-4)

- ・「サービスの価値の向上」に着目した評価を行うにあたっては、総合評価方式で用いられている、「数値方式」、「判定方式」及び「順位方式」のような、多様な評価方法が参考になると考えられる。
- ・なお、既往PFI事業では民間事業者から提出された提案書の評価において、「数値方式」や「判定方式」のような絶対評価を行っている事例が多い。
- ・一方、PFIの活用を推進する観点からは、過度な負担をもたらさぬことが必要であり、「サービスの価値の向上」を評価に反映させるために、その特徴に留意しつつ「順位方式」を採用することも考えられる。

#### 5. 「サービスの価値の向上」の一部を定量化したVFMの応用について (資料3-5)

- ・第2回WGにおいて報告した「間接的に定量化したVFM」に

ついて、事業規模、総合評価の配点等に類型化してVFMを算定することで、より実務に応用できる。

- ・「サービスの価値の向上」については、事業目的の達成度を計測するためのKPI（Key Performance Indicator）を設定して特定することや、過度な負担をもたらさぬよう費用対便益分析マニュアル等を参考に、その一部を定量化することが考えられる。
- ・なお、前述の費用便益マニュアル等は、対象各当該事業の必要性（with/without の比較）を評価することを企図するものであるが、サービスの価値の向上分を定量化する場合においても有効となる原単位や、定量化に際しての考え方が示されている。